

枚方市 ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業

☆通信講座等による資格取得を応援します！☆

母子家庭の母または父子家庭の父が自立のために自主的に職業能力の開発（職業訓練）に取り組み、そのことが就労に繋がると事前相談を通じて確認できる場合に、指定した講座を受講した後に、自立支援教育訓練給付金を支給する事業です。

必ず受講前に相談してください。事前相談をしないで受講した場合、原則として給付金は支給されません。

■対象者

枚方市在住の、次のすべての要件を満たす母子家庭の母または父子家庭の父

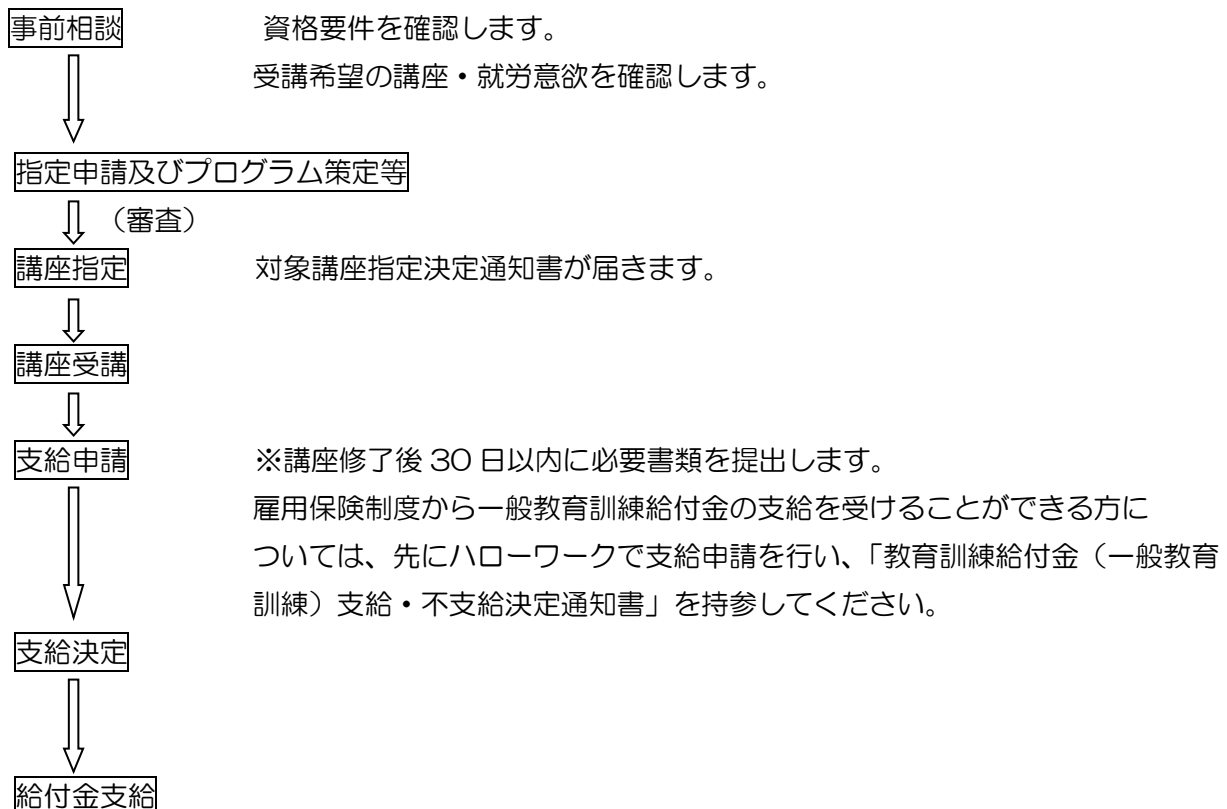
- ① 母子・父子自立支援プログラム等を受けている方
- ② 就業経験、技能、資格の取得状況などから判断して講座を受けることが、適職に就くために必要である人
- ③ 過去に自立支援教育訓練給付金を受給していない人



■対象講座

- ① 雇用保険の「一般教育訓練給付」「特定一般教育訓練給付」の対象となる講座
 - ② 雇用保険の「専門実践教育訓練給付」の対象となる講座
- 上記に準じて就業に結びつく可能性が高いと市長が特に認める講座

■受給までの流れ



■講座の指定申請に必要な書類

1. 受講予定講座のパンフレット
2. 教育訓練給付金支給要件回答書（ハローワークにて発行）
3. 児童扶養手当証書の写し（又は戸籍謄本（又は抄本）及び所得に関する証明書）

※マイナンバーの利用等で不要になるものがあります。詳細はお問い合わせ下さい。

■対象経費

対象となる費用（教育訓練施設の長が証明）

- ・受講開始に際し支払う入学金・登録費
- ・受講料（受講に際して支払った受講費、教科書代及び教材費《受講に必要なソフトウェア等補助教材費を含む》）

対象とならない費用

- ・検定試験の受講料、・受講に必ずしも必要とされない補助教材費、補講費
- ・各種行事参加費用、・交通費、パソコン等の器材購入費
- ・クレジット契約の場合の金利、手数料 等

■支給額

	一般教育訓練給付金 （上限20万円）	特定一般教育訓練給付金 （上限20万円）	専門実践教育訓練給付金 （上限40万円×修学年数）
雇用保険の 受給資格あり	ハローワークから2割 枚方市から4割	ハローワークから4割 枚方市から2割	ハローワークから5割 枚方市から1割
雇用保険の 受給資格なし	枚方市から6割	枚方市から6割	枚方市から6割

☆いずれの場合も1万2千円を超えない場合は支給できません。

☆専門実践教育訓練を受講した方（受講修了日の翌日から1年以内に、教育訓練に係る資格を取得かつ就職等をした場合のみ）は追加支給が2.5割受けられます。

雇用保険制度での受給資格がある方は、雇用保険制度から2割、枚方市から0.5割分。

雇用保険制度での受給資格がない場合は、枚方市から2.5割分。

■給付金の支給申請に必要な書類

受講修了日の翌日から起算して原則として30日以内に「支給申請書」を提出してください。

1. 戸籍謄本（または抄本）
2. 対象講座指定決定通知書
3. 教育訓練修了証明書
4. 教育訓練経費の領収書
5. 一般教育訓練給付金を受ける方は、教育訓練給付金（一般教育訓練）支給・不支給決定通知書
6. その他市長が必要と認める書類

※必要に応じて別紙「申請書への個人番号（マイナンバー）の記入について」に記載の書類を提出していただくことがあります。

☆講座の指定申請の手続きが完了した方でも、給付金の支給申請の手続きをしないままでは給付金は支給されませんので、ご注意ください。

【問 合 せ 先】

〒573-0032

枚方市岡東町19番1号 OFFICE A6F（ステーションヒル枚方 6F）

ひとり親家庭相談支援センター（まるっとこどもセンター内）

TEL 072-841-1125（直通）

FAX 072-846-7952

Email maruko@city.hirakata.osaka.jp